

一般社団法人 日本歯科理工学会
研究奨励賞授賞内規

(趣旨)

第1条 本内規は、本会表彰規程に基づき、本会の学術分野において、大学院学生ならびに若手研究者の研究活動を奨励するために定める。

2 本賞は、「大学院学生部門」および「若手研究者部門」より構成される。

(応募資格)

第2条 次の号のすべてに該当する者とする。

(1) 研究発表時に本会会員歴2年以上の会員。

(2) 本会学術講演会で口演発表をする筆頭発表者。

(3) 演題登録時に大学院学生または若手研究者（40歳未満であること。常勤講師以上の身分の者は除く）。

(4) 過去に本賞同部門の受賞歴がない者。

(5) 正会員1名（Dental Materials Senior Adviser 有資格者）の推薦があり応募した者。なお、推薦者は同時に同一部門に複数の候補者を推薦できない。

(応募)

第3条 応募方法は、機関誌及びホームページに掲載する。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は、常任理事会が組織する。

2 委員長は、常任理事より選出する。

3 委員は、地方会より6名（代議員またはDental Materials Senior Adviser 有資格者）を選出する。

(選考)

第5条 本賞の選考は当該学術講演会講演集に掲載された抄録及び研究発表内容により、次の各項に準じて行う。

(1) 新規性、独創性があり、将来の歯科理工学の発展に貢献が期待できる研究発表であること。

(2) 発表内容及び方法が論理的で、明解であること。

(表彰等)

第6条 本賞受賞者には賞状と副賞を授け表彰する。また、受賞者氏名及び受賞内容等を本会の機関誌に発表する。

(改廃)

第7条 本内規の改廃は、常任理事会の審議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

本内規は、平成27年4月13日より施行する。

本内規は、平成30年4月13日一部改正施行する。

本内規は、令和4年5月20日一部改正施行する。